

# 令和 8 年度ふくしま×企業 地域共創・関係人口創出事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 4 月 6 日  
福島県ふくしまぐらし推進課

本事業は、国の令和 8 年度地域未来交付金の予算成立と交付決定を前提に事業化される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ事業化されませんので、あらかじめご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または委託候補者において損害が生じた場合にあっても、県においてはその損害について一切負担しません。

また、本募集要領において示す業務内容及び見積限度額は令和 8 年 5 月中旬頃に事業開始することを前提としておりますが、国の当初予算成立が遅れ、内閣府の交付決定時期が後ろ倒しになる場合、実施期間の短縮、業務の一部及び数量の見直し等を行う場合があります。この場合、契約候補者と協議の上、業務内容及び契約金額（見積限度額を含む。）を変更する可能性がありますので予めご了承ください。

## 1 目的

本委託業務は、CSR（企業の社会的責任）や人材育成等の観点で地方創生に関心が高い首都圏企業等を主なターゲットとし、福島県との関係構築を図るため、地域課題の解決を通じた「人材育成」及び「地域共創の価値創出」を切り口とした取組を実施することで関係人口の創出を図るもの。

また、地域が単に支援を受ける側にとどまるのではなく、首都圏企業等に対して能動的にアプローチすることにより、地域課題の解決を通じて新たな価値を共に創出する「価値創造のパートナー」の形成を目指し、福島県を企業の人材育成、CSR 活動、及び共創実践のフィールドとして「法人版関係人口」を創出することで、長期的な経済波及効果の創出及び二地域居住や将来的な移住の促進に繋げることを目的とする。

この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

令和 8 年度ふくしま×企業 地域共創・関係人口創出事業業務委託

### (2) 委託業務の仕様等

別記 1「委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (4) 委託先選定数

1 者

### (5) 見積限度額

金 90,992,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）（以下「事務局」という。）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課（担当：神田）  
所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）  
電話 024-521-7119（直通）  
メールアドレス ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

### 4 スケジュール（予定）

項目	日程
募集公告	令和8年4月6日（月）
質問受付期限	令和8年4月10日（金）
参加表明書提出期限	令和8年4月13日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月21日（火）
ヒアリング（プレゼンテーションによる説明及び質疑応答）の実施（オンライン形式想定）	令和8年4月28日（火）
審査結果の通知	令和8年4月28日（火）以降
契約締結	令和8年5月上旬以降

### 5 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- (1) 本委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (6) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者で

ないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(8) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(9) 県税を滞納している者でないこと。

(10) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 6 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/>

## 7 質問の受付及び回答

募集要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、「質問書（第 1 号様式）」を提出すること。

(1) 受付期限

令和 8 年 4 月 1 0 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

事務局に電子メールにより提出すること。

この場合、件名を「【質問書】令和 8 年度ふくしま×企業 地域共創・関係人口創出事業業務委託」と入力すること。

(3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課ホームページにおいて随時公表する。（質問者名は公表しない。）

## 8 参加表明書の提出（必須）

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和 8 年度ふくしま×企業 地域共創・関係人口創出事業業務委託 公募型プロポーザル参加表明書（第 2 号様式）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 4 月 1 3 日（月） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 事務局に電子メールより提出すること。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加表明書を提出しなかった者は、9に定める企画提案書の提出ができないものとする。

## 9 企画提案書等の提出（必須）

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書の提出を行ったうえで、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月21日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法及び提出部数

事務局宛に、以下の方法で紙媒体又は電子データを提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

- ・正本1部、副本5部を持参又は郵送により提出すること。
- ・持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。ただし、提出期限当日は午後5時までとする。
- ・郵送の場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

- ・提出期限までに9-(3)ア～エを1つのPDFファイルにまとめた電子データを以下の方法で事務局まで提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

※提出方法

作成したPDFファイルを「ファイル転送サービス GigaFile（ギガファイル）便」にアップロードし、発行したダウンロード用のURL及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信する。（なお、メールの送信から到達までのタイムラグを考慮し余裕を持って提出すること。）

※ファイル転送サービス GigaFile 便：<https://gigafire.nu/>

- ・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。
- ・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。

※ GigaFile 便による提出ができない場合は、令和8年4月21日（火）午後5時までに、事務局まで電話連絡すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（A4版、任意様式（ヨコ）、30ページ以内）

※別記1 委託仕様書（案）6の項目における実施内容及び下記11-(2)の審査基準を踏まえ、作成すること。

イ 見積書（A4版、任意様式（タテ））

※見積の総額及び内訳について記載すること。

ウ 会社概要書（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

## 10 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

- (2) 企画提案書は、仕様書(案)「7 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。
- (3) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。
- (4) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 1.1 審査及び結果の通知

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容についてオンライン(Zoom)によるヒアリング(プレゼンテーションによる説明及び質疑応答)により確認を行う。審査員が1.1(2)に定める審査基準に基づき評価採点を行い、各審査委員による評価点数の合計得点が最も高く、かつ1.1(3)に定める最低基準を満たしている本プロポーザル参加者を委託契約候補者とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

記載する審査会においてこれを総合的に評価し、契約候補者(単独随意契約の予定者)を選定する。

#### ア 日時(予定)

令和8年4月28日(火) ※都合により変更となる場合がある。

開始時間は、本プロポーザル参加者に別途通知する。

#### イ 形式

オンライン形式(Zoomを使用)

ZoomのURLについては、本プロポーザル参加者に別途通知する。

#### ウ 方法

- ・プレゼンテーションでの参加者は3名以内とする。
- ・提出した企画提案書のプレゼンテーションによる説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答について15分程度で実施する。
- ・説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書等のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

### (2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1. 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的や業務内容を理解しているか。</li> <li>・本県における現状や施策を理解し、関係人口の創出・拡大に寄与することが期待できるか。</li> </ul>	5点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体を適切に統制できる体制となっているか。また、人員配置や連絡体制を含め、本事業の企画内容を確実に実施できる体制が整っているか。</li> <li>・業務の実施にあたり、適切かつ現実的なスケジュールが設定されているか。</li> </ul>	10点

2. 企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務で連携する首都圏企業とのネットワークを有しており、具体的な企業像や連携が見込まれる提案となっているか。</li> <li>・首都圏企業が地方創生（地域課題解決）に関心を持ち、福島県を企業の人材育成、CSR活動、及び共創実践のフィールドとして継続的に連携することが期待できる内容となっているか。</li> </ul>	10点
2. 企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏企業を受け入れる県内事業者について、エリア、キーパーソン、地域課題等の想定が具体的であり、かつ県内全域を視野に入れた提案となっているか。</li> </ul>	10点
2. 企画提案内容	<p><b>【企業版ふくしま共創「チャレンジプログラム」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム内容が具体的であり、参加企業が地域課題への理解を深めることができる構成となっているか。</li> <li>・関係人口の創出及び継続的な関係構築につながることを期待できる提案となっているか。</li> <li>・県内の滞在先（宿泊施設・活動拠点等）は具体的に提案されているか。</li> </ul>	15点
2. 企画提案内容	<p><b>【企業版ふくしま共創「実践プログラム」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト構築にあたり、県内事業者への現地訪問やヒアリング等を通じた具体的かつ実効性の高いコーディネートが期待できるか。</li> <li>・関係の深化を図るため、スポット型の活動を含めたプロジェクト設計及び運用が可能な提案となっているか。</li> </ul>	15点
2. 企画提案内容	<p><b>【首都圏企業訪問：リバースピーチ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法、ターゲット企業、参加する県内事業者の候補等が具体的に示されているか。</li> <li>・県内事業者と首都圏企業との継続的な関係構築につながる実施体制及びフォローアップ体制が整っているか。</li> </ul>	10点
2. 企画提案内容	<p><b>【首都圏交流イベント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントのテーマ設定、会場選定、プログラム構成等により、企業間のネットワーク形成につながる内容となっているか。</li> <li>・参加者募集にあたり、効果的な広報手法や媒体を活用した具体的な集客方法が提案されているか。</li> </ul>	10点
2. 企画提案内容	<p><b>【情報発信】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WEBサイト等を活用し、本業務で創出された取組事例や成果を効果的に発信するための具体的な手法が提案されているか。</li> <li>・本事業の趣旨や制度内容を首都圏企業等に分かりやすく伝えるための資料作成や広報手法について、工夫された提案となっているか。</li> </ul>	10点
3. 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容に対して妥当な見積額か。</li> </ul>	5点

### (3) 最低基準

各審査委員の評価点数の満点である400点（審査委員4名×100点）の6割（240点）とし、この条件を満たすことができなかったプロポーザル参加者は、そ

の時点で失格となる。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、企画提案書の審査の結果については、速やかに福島県公式ホームページへの掲載により以下の項目を公表するものとする。

ア 業務名

イ 業務の概要

ウ 履行期間

エ 公示期間

オ プロポーザル審査委員会審査日

カ 契約候補者

キ 契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点

(契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ公表する。)

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

## 1.2 契約の締結

(1) 選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議のうえ、契約を締結する。

## 1.3 留意事項

(1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。

(4) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。

(5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(6) 提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

イ 提出書類に不備があった場合

ウ 本募集要領に適合しない書類である場合

エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

(8) 本事業は、内閣府の地域未来交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。